

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(経営指導課)
- ◇告 示 保険薬剤師の登録(保険課)
- 大規模小売店舗における小売業の事業活動について調整が行われることがある旨の告示(経営流通課)
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(都市計画課)
- 平成九年度宅地建物取引主任者資格試験の実施(住宅課)
- ◇雑 報

公布された規則のあらまし

◇鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

生産方式改善資金のうち地域農業技術導入資金に次の資金を加えることとした。

種 類	標準事業費	償還期間
一 生産方式改善資金のうち地域農業技術導入資金	トラクター及び植付機一セットにつき三百九十万円(植付機のみ購入する場合にあっては、一台につき百四十万円)	五年以内
らつきよう植付技術導入資金	らつきようの植付作業の省力化を図るために必要な機械の購入に要する資金	

- 二 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十五号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和六十年八月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中「以下同じ。」を「ロ及びハにおいて同じ。」に改め、同表第十一号中

<p>(六) 簡易わさび栽培技術導入資金 知事が定める地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利な地域において、地域特産物としてのわさびを定着化するために必要な栽培施設の設置に要する資金</p>	<p>(五) らつきよう植付技術導入資金 らつきよの植付作業の省力化を図るために必要な機械の購入に要する資金</p>	<p>(五) 簡易わさび栽培技術導入資金 知事が定める地勢等の地理的条件が悪く農業の生産条件が不利な地域において、地域特産物としてのわさびを定着化するために必要な栽培施設の設置に要する資金</p>
<p>施設の面積十アールにつき四百三十二万七千円</p>	<p>トラクター及び植付機一セットにつき三百九十万円（植付機のみ購入する場合にあつては、一台につき百四十万円）</p>	<p>施設の面積十アールにつき四百三十二万七千円</p>
<p>七年以内</p>	<p>五年以内</p>	<p>七年以内</p>
<p>一年以内</p>	<p>—</p>	<p>一年以内</p>

に

を

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四百七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成九年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
南 浩	鳥薬一〇二四号	平成九年五月二十二日
田 中 智 子	鳥薬一〇二五号	平成九年五月二十三日

鳥取県告示第四百八号

次の届出に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年

法律第九十九号) 第三条第二項の規定により告示する。

平成九年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出者の名称 株式会社ベスト電器	届出に係る建物の名称 ベスト電器境港店	届出に係る建物の所在地 境港市上道町四〇九ほか
---------------------	------------------------	----------------------------

鳥取県告示第四百九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第二十九条第一項の規定に基づき、米子市堀川北土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年六月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	住 所
生 林 秀 明	米子市西福原六丁目二一七
石 原 哲 夫	米子市西三柳二二九二一
磯 村 岩 夫	米子市西福原一五五七
遠 藤 雅 久	米子市道笑町一丁目二二
大 太 敬 二	米子市西福原六丁目三三三三
梶 原 福 市	米子市西福原九丁目二一四八
倉 元 善 正	米子市西三柳二一九五
坂 口 晴 彦	安来市安来町一八五四

内藤 勝 人	米子市角盤町二丁目九
永井 三 郎	米子市西三柳二二八九
森 井 明	米子市西三柳一九九五一
山 川 忠 善	米子市皆生温泉一丁目一六四
渡 邊 信 市	米子市西福原八丁目一六三

雑 報

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による鳥取県知事の委任に係る平成9年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成9年6月6日

財団法人不動産適正取引推進機構

理事長 大 津 留 温

- 試験の日時 平成9年10月19日(日) 午後1時から午後3時まで
ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定による建設大臣が指定する者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部の免除を受けようとするもの(以下「指定講習修了者」という。)については、午後1時10分から午後3時まで
- 試験の場所 鳥取市湖山町北二丁目401 鳥取県立鳥取商業高等学校
- 試験の内容
(1) 内容 おおむね次の事項について行う。

ア 土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関すること。

イ 土地及び建物についての権利及び権利の変動に関する法令に関すること。

ウ 土地及び建物についての法令上の制限に関すること。

エ 宅地及び建物についての税に関する法令に関すること。

オ 宅地及び建物の需給に関する法令及び実務に関すること。

カ 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

キ 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

ただし、指定講習修了者については、前期ア及びオに掲げる事項に関する問題を免除する。

(2) 出題法令 平成9年4月1日現在施行されている法令

4 試験の方法及び出題数

(1) 方法 4 肢択一式の筆記試験による。

(2) 出題数 50問

ただし、指定講習修了者については、45問とする。

5 受験資格 年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。

6 試験案内及び受験申込書の配布

(1) 配布期間 平成9年7月7日(月)から同年8月1日(金)までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日は除く。

(2) 配布場所 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会の東部、中部及び西部の各支部並びに鳥取県土木部住宅課並びに鳥取、倉吉及び米子の各土木事務所建築住宅課

7 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 7,000円

(2) 納付方法 受験申込み前に、所定の郵便振替用紙により、郵便局又は財団法人不動産適正取引推進機構が指定する銀行預金口座に払い込むこと(払込手数料は、本人負担とする。)

8 受験申込み

(1) 申込期間及び時間 平成9年7月28日(月)から同年8月1日(金)までの午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(2) 申込場所 次の場所に、(3)の書類を持参すること。なお、郵送による申込みは、受け付けない。

社団法人鳥取県宅地建物取引業協会東部支部	鳥取市富安二丁目69 鳥取たばこ販売ビル2階
社団法人鳥取県宅地建物取引業協会中部支部	倉吉市宮川町179-4
社団法人鳥取県宅地建物取引業協会西部支部	米子市日久美町34-17

(3) 提出種類

ア 受験申込書(裏面に、受験手数料納入済を証する郵便振替払込受付証明書を貼付したもの)

イ 写真1葉(受験申込前6箇月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、無背景で縦5センチメートル、横5センチメートルのもの)

ウ 指定講習修了者については、講習修了者証(ただし、修了試験合格年月日が試験実施日前3年以内のものに限る。)

9 合格発表

(1) 発表の期日 平成9年12月3日(水)

(2) 発表の方法 前期申込場所に合格者一覧表を掲示するとともに、本人への合格証書の送付により行う。

10 試験に関する問い合わせ先 社団法人鳥取県宅地建物取引業協会
(鳥取市富安二丁目69 鳥取たばこ販売ビル2階 電話0857-23-3569)